

川崎市車体利用広告物ガイドライン（電車・定期路線バス）

1 趣旨

電車及び定期路線バスは、公共交通機関として公共空間の秩序の維持に努めなければなりません。そのため、交通事業者のみならず、広告主及び広告代理店（広告制作会社）等は、それぞれの立場で都市景観との調和と交通安全等について、市民（利用者）に与える影響を考慮する必要があります。

そこで、川崎市は、電車及び定期路線バスへの車体利用広告物が都市景観と調和し、市民に親しまれる存在となるようガイドラインを示します。

2 概要

（1）景観への対応

車体利用広告物は、路線全域（地域）の景観や街なみと調和したデザインが求められます。

（2）公共交通機関としての識別性の確保

特に定期路線バスにおける車体利用広告物は、利用者がバス会社名や行先等を容易に判別できることが必要です。

（3）交通安全の確保

車体利用広告物は、運転者等が一瞬の不注意で大惨事を招かないよう、交通安全の確保が必要です。

（4）市民への対応

公共交通機関として電車及び定期路線バスは、青少年保護の立場から有害と思われるもの、また、消費者保護の観点からふさわしくないものや人権侵害、差別、名誉毀損、その他社会風紀を乱す恐れのあるものは、車体利用広告物として望ましくありません。

（5）自主審査

1 交通事業者の責務

交通事業者は、本ガイドラインを遵守し、自己責任において、自主審査基準及び自主審査委員会を設け、自主審査を行ってください。

2 広告主及び広告代理店（広告制作会社）の責務

広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、交通事業者が行う自主審査を受け、本ガイドラインを遵守した節度ある広告物の制作に努めてください。

3 市民の車体利用広告物に対する意見の反映

交通事業者は、市民（利用者）の意識調査等を定期的に行い、意見を厳粛に受けとめ、市民（利用者）に対し情報公開と広告物への反映が求められます。

3 その他

（1）市条例適用地域外のまたがる路線

定期路線バスは、使用の本拠地が市条例適用地域内にある路線のものに限ります。

電車で市条例適用地域外（市外）に路線が及ぶ場合は、各自治体の条例等の指導に従う必要があります。

（2）許可の対象とならないもの

貸切、増便等定期路線及び定期運行以外の電車・バスや新幹線及び高速道路を走行する定期路線バスは、許可の対象となりません。